

第3次呉市環境基本計画及び呉市地球温暖化対策実行計画の策定について

1 計画策定の趣旨

現行の第2次呉市環境基本計画は令和4年度末で計画期間が満了するため、令和5年度からの「第3次呉市環境基本計画」（以下「基本計画」といいます。）を策定します。

また、「呉市地球温暖化対策実行計画」の事務事業編（第4期くれエコアクションプラン）及び第2次呉市環境基本計画と一体で策定している「呉市地球温暖化対策実行計画」の区域施策編についても、同じく令和4年度末で計画期間が満了するため、令和5年度からの「呉市地球温暖化対策実行計画」（以下「実行計画」といいます。）の事務事業編（第5期くれエコアクションプラン）（以下「事務事業編」といいます。）及び実行計画の区域施策編（以下「区域施策編」といいます。）を合わせて策定します。

2 計画の概要

(1) 計画の位置付け

ア 基本計画

(ア) 計画期間 令和5年度から令和14年度までの10年間

(イ) 基本的な考え方

基本計画は、呉市環境基本条例（平成11年呉市条例第18号）第9条第1項の規定に基づき、環境の保全に関する長期的な目標と施策に係る基本的な事項を明らかにし、国の計画に即した施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定します。

基本計画の上位計画として国・県の「環境基本計画」、国の「地球温暖化対策計画」及び「第5次呉市長期総合計画」が、下位計画として「呉市地球温暖化対策実行計画」及び「呉市一般廃棄物処理計画」が位置付けられます。

イ 実行計画

(ア) 計画期間 令和5年度から令和14年度までの10年間

(イ) 基本的な考え方

実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画として、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画を策定するもので、事務事業編及び区域施策編で構成されています。

なお、実行計画は、基本計画に組み込んで一体的な計画として策定します。

a 事務事業編

事務事業編は、市の管理する全ての施設（指定管理者が管理する公の施設を含みます。）での事務及び事業を対象に、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第2項の規定に基づき、同項において実行計画で定めるものとされている計画の目標、実施しようとする措置の内容等について定めます。

b 区域施策編

区域施策編は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項の規定に基づき、同項において実行計画で定めるものとされている本市の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項について定めます。

(2) 計画で定める事項

ア 基本計画

(ア) 環境の保全に関する長期的な目標

(イ) 環境の保全に関する施策に係る基本的な事項

(ウ) 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

イ 実行計画

(ア) 事務事業編

a 本市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置の内容

b 温室効果ガスの排出の量の削減目標

(イ) 区域施策編

a 太陽光等の再生可能エネルギーであって、本市の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項

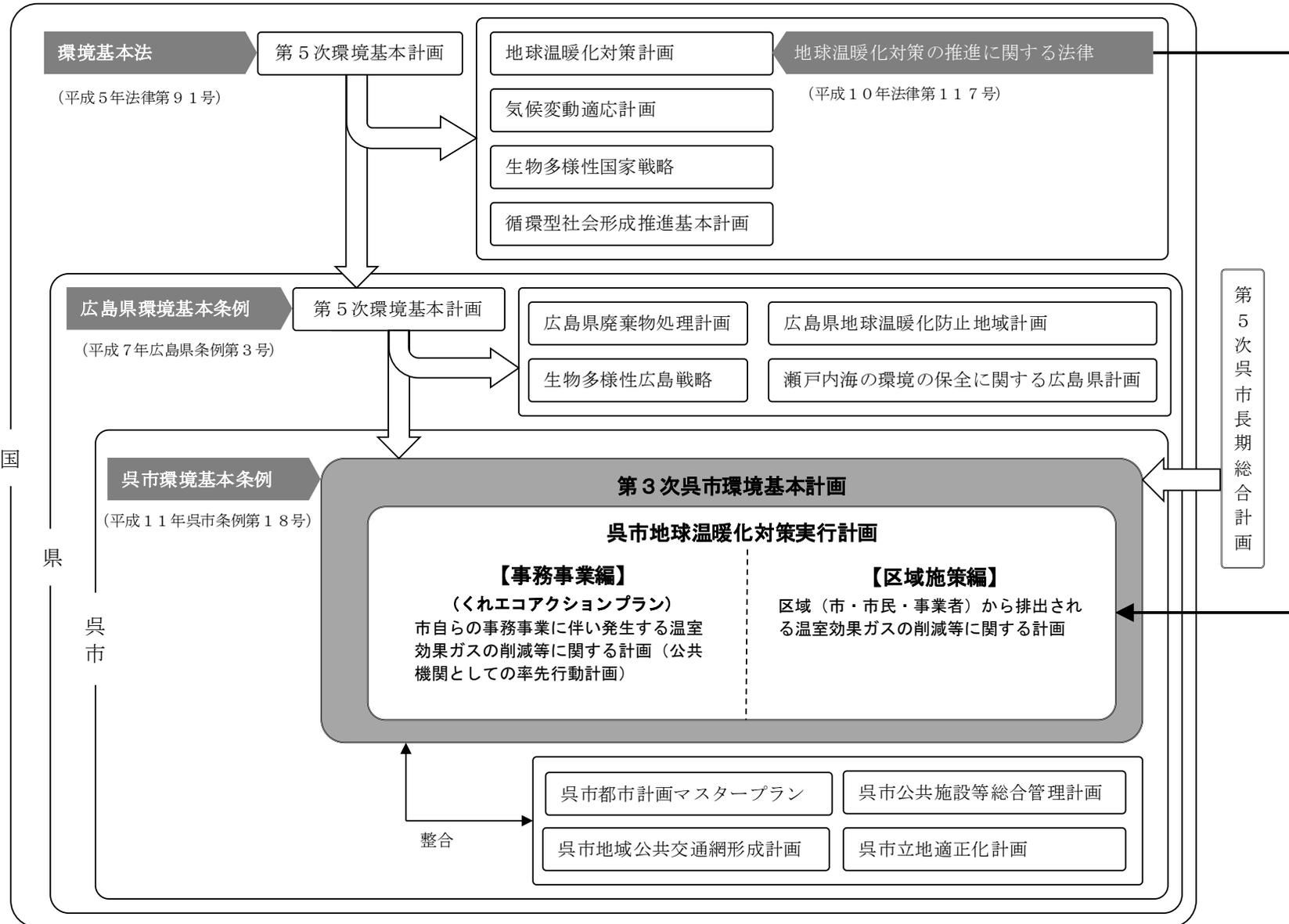
b その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他の本市の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項

c 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

d 本市における廃棄物等の発生の抑制の促進その他の循環型社会の形成に関する事項

e a から d までに掲げる施策の実施に関する目標

○ 基本計画及び実行計画の位置付け図



3 計画策定の方向性

(1) 基本計画

第2次呉市環境基本計画の基本理念を継承しつつ、国が策定している「環境基本計画」、県の関連する計画等の内容を勘案しながら、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を踏まえつつ本市の特性に合わせて策定します。

(2) 実行計画

ア 事務事業編

国の地球温暖化対策計画を踏まえ、平成25年度（2013年度）を基準として、温室効果ガスの排出量を令和12年度（2030年度）までに50パーセント削減を目指します。

イ 区域施策編

国のカーボンニュートラル宣言を踏まえ、平成25年度（2013年度）を基準として、温室効果ガスの排出量を令和12年度（2030年度）までに46パーセント削減、令和32年度（2050年度）までに実質ゼロを目指します。

4 今後のスケジュール（予定）

	令和4年					令和5年		
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
議会	●行政報告 (策定について)			●行政報告 (パブコメ実施 について)				●行政報告 (パブコメ結果 について)
環境審議会			●素案審議				●諮問・答申 (最終案について)	
・基本計画	現状分析・施策検討				パブリック コメント			策定
・実行計画		素案作成	計画書案作成			計画書作成		